

県南広域振興局長告示第166号

鳥獣保護区の設定（平成10年岩手県告示第935号）で告示した毒ヶ森鳥獣保護区及び沢内村志賀来山鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成20年10月31日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 変更後の毒ヶ森鳥獣保護区の区域の表示 花巻市地内の寒沢山国有林岩手南部森林管理署504林班、507林班ろ1、ろ5、ほの各小班、508林班い1、ろの各小班、大沢山国有林岩手南部森林管理署523林班は小班、535林班は、との各小班、536林班は1、は2の各小班、南豊沢山国有林岩手南部森林管理署539林班い2、ろ1、ろ2、は4、に1、に2、に3、に4、ほ1、ほ2、ちの各小班、540林班い、ろ、は、にの各小班、542林班ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は、に、ちの各小班、543林班、546林班ろ小班、547林班ろ、は、に、イの各小班、549林班に、ほの各小班、北豊沢山国有林岩手南部森林管理署547林班い小班、549林班い1、い2、ろ、はの各小班、尻平川山国有林岩手南部森林管理署1480林班ろ4、に2、に3、ほ2、ほ4、ほ5、ほ6、へ、り、る2の各小班、1483林班に、ほ1、ほ2、ほ3、ほ4、ほ5、ほ6、ほ7、への各小班、1484林班い1、い2の各小班的区域
- 2 変更後の沢内村志賀来山鳥獣保護区の区域の表示 和賀郡西和賀町地内のカニ沢右岸と和賀川左岸との交点を起点とし、起点からカニ沢右岸を東に進み和賀北部幹線用水路との交点に至り、同点から同用水路を東に進みオオバタ沢右岸との交点に至り、同点から同沢右岸を東に進み民有林49林班と志賀来国有林岩手南部森林管理署1047林班及び1046林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み内沢との交点に至り、同点から同沢を西に進み和賀川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域